

7月は“社会を明るくする運動”の強調月間です

『社会を明るくする運動 ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～』は、今年で67回目を迎えました。この運動は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの改善更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせて、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国運動です。

『更生保護の日』である7月1日(土)からの1か月を運動の強調月間とし、全国各地で広報活動や様々な催しが行われます。

第67回 “社会を明るくする運動”

行動目標

- ①犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取り組みを進めよう
- ②犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう

重点事項

- ①出所者等の事情を理解した上で雇用する企業の数を増やすこと
- ②帰るべき場所がないまま、刑務所から社会に戻る人の数を減らすこと
- ③薬物依存からの回復と社会復帰を長期的に支える地域の環境を作ること
- ④犯罪をした高齢者・障害者等が、社会復帰に必要な支援を受けられる環境を作ること

問い合わせ 教育委員会人権教育課(庁舎4階) ☎43-0544



平池公園 夏のフェスティバル

日時 7月15日(土) 17時30分～
※雨天時は16日(日)に順延。

場所 加東市平池公園

内容

- 地元の幼稚園・こども園・小学校の子どもたちや各種団体によるステージイベント
- 総おどり
- 打ち上げ花火
- 各種出店



問い合わせ 地域創造部商工観光課(庁舎3階) ☎43-0530

「同行援護」は、専門のガイドヘルパーが視覚障害者に同行し、安全・快適な移動と、社会への参加を支援する福祉サービスです。ヘルパーは、徒歩または公共交通機関(バス・電車・タクシー)での移動に同行し、移動時や外出先において、代筆・代読を含む視覚的情報の支援や、移動の介助にあたります。



様々な場面でお手伝いします
「同行援護」は、専門のガイドヘルパーが視覚障害者に同行し、安全・快適な移動と、社会への参加を支援する福祉サービスです。ヘルパーは、徒歩または公共交通機関(バス・電車・タクシー)での移動に同行し、移動時や外出先において、代筆・代読を含む視覚的情報の支援や、移動の介助にあたります。

加東市訪問介護事業所には、専門の研修を修了したガイドヘルパーが8人います。買い物や通院などのほか、冠婚葬祭や余暇活動などでも利用いただけますので、視覚障害の身体障害者手帳をお持ちの方で、外出を不安に思われた際には、お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ
福祉部社会福祉課(庁舎1階)
☎43-0409

社高専生活科学科の生徒によるチャレンジショップ
フードデザイン工房 今月の営業日
Seica 7/23(日)
7月のテーマ
熊本の被災地へ行ってきます

営業時間 10時～17時 ※商品がなくなり次第閉店します。
場所 やしろショッピングパーク Bio1階食品売り場横
問い合わせ 加東市商工会経営支援課 ☎42-0253

7月23日(日)には、カレー食堂も営業！
ぜひお越しください！
営業時間 11時～14時
※売り切れ次第閉店します。
場所 やしろショッピングパーク Bio 2階 多目的ホール

後期高齢者医療のお知らせ

保険証が新しくなります

現在お使いの『後期高齢者医療被保険者証(保険証)』の有効期限は、7月31日(月)です。7月中旬以降に新しい保険証をお届けしますので、8月1日(火)からは新しい保険証をご使用ください。

なお、保険料の納付状況によっては、有効期限が短い保険証をお届けすることがあります。納付が困難な事情のある方は、早めに保険・医療課までご相談ください。

平成29年度保険料額決定通知書をお届けします

平成28年中の所得に応じて計算した、被保険者お一人おひとりの保険料額を7月中旬にお知らせします。

決定通知書に納付書が同封されている方は、記載されている納期限までに、市役所または金融機関でお支払いをお願いします。

限度額適用・標準負担額減額認定証

『限度額適用・標準負担額減額認定証』は、各医療機関で提示することにより、それぞれの医療機関で1か月に支払う自己負担額が、外来・入院とも区分に応じた限度額まで減額されるものです。減額は、医療費のほか、入院時の食事代についても適用されます。現在、減額認定証をお持ちの方で、8月以降も引き続き対象となる方には、新しい保険証とともに新しい減額認定証をお届けします。

世帯員全員が住民税非課税の方で、新規に減額認定証の交付を希望される方は、保険・医療課へ申請してください。



保険料の計算方法

①均等割額	②所得割額	
48,297円	+	(平成28年中の総所得金額等(※) - 基礎控除額33万円) × 所得割率10.17%
		= 平成29年度 保険料額 (上限57万円)

※総所得金額等とは、収入額から控除額(公的年金等控除額・給与所得控除額・必要経費)を引いた金額です。

軽減措置が変更されました

○保険料の軽減措置

今年度は、均等割額の軽減措置が拡充されています。また、所得割額の軽減措置では、軽減の割合が、5割軽減から2割軽減に変更されています。

○被扶養者であった方への軽減措置

後期高齢者医療制度に加入する前日に、企業の健康保険など、被用者保険の被扶養者であった方には、軽減措置があります。なお、その措置のうち、均等割額の軽減割合が、9割軽減から7割軽減に変更されています。



保険料のお支払い方法

①年金からのお支払い【特別徴収】

特に手続きいただく必要はありません。確定した年間保険料額から仮徴収分(4月・6月・8月)を差し引き、残った額を10月・12月・2月の3回の納期に分けてお支払いいただきます。

②口座振替や納付書でのお支払い【普通徴収】

7月から翌年3月まで、毎月納付いただきます。納付には、手間がかからない口座振替がお勧めです。金融機関に通帳とお届け印を持参いただくことで、登録いただけます。

◎火災等の災害で大きな被害を受けたり、所得に著しい減少があったりした等で、保険料を納めることが困難な方は、申請することによって、保険料の減免を受けることができます。詳しくは保険・医療課にご相談ください。



問い合わせ 市民生活部保険・医療課(庁舎1階) ☎43-0501